



## 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農業者への支援策

今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、農業経営に影響が広がっております。県・国の支援策を以下に取りまとめましたので、詳細については、下記のURL、またはQRコードからご覧ください。ご不明な点がございましたら、各支援策の右に記した県の担当課、または県北広域振興局農政部(0194-53-4983)・当普及センターまでお問合せください。

### 県の支援策

#### 【金融支援に関すること】

##### ○農業経営負担軽減支援資金利子補給【団体指導課】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者の経営再建を支援するため、既往債務の借換えのための利子補給を実施

##### ○農林漁業者への金融支援【団体指導課】

日本政策金融公庫による農林漁業セーフティネット資金や、近代化資金等により、農林漁業者の資金繰りを支援

#### 【消費拡大に関すること】

##### ○県産農林水産物学校給食提供緊急対策事業【流通課】

県産牛肉の学校給食への提供や、生産者による食育出前講座等の実施に要する経費を支援

##### ○県産農林水産物販売促進緊急対策事業【流通課】

牛肉、水産物など県産食材の消費拡大に向けて、県内量販店等と連携した販売促進キャンペーンを実施

##### ○県産農林水産物の需要喚起への対応【流通課】

「買うなら岩手のもの運動」を展開し、県産品や県産農林水産物の消費拡大をPR

#### 【農業に関すること】

##### ○農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業【農業振興課】

農林漁業体験の受入地域において、感染症予防対策に係る相談会等を実施するとともに、衛生環境や受入環境の整備、安全・安心で魅力的な体験メニューの開発等に必要な経費の一部を支援

##### ○肥育経営生産基盤強化緊急支援事業【畜産課】

県内の肉用牛農家が県内の和牛子牛市場から肥育素牛を導入するために必要な経費の一部を支援

#### 【県問合せ先】

団体指導課 : 019-629-5699  
流通課 : 019-629-5736  
農業振興課 : 019-629-5647  
畜産課 : 019-629-5721  
農産園芸課 : 019-629-5706

#### 【各支援策の詳細】

[https://www.pref.iwate.jp/res/projects/default\\_project/page/001/029/521/siennsakuitiranhyou.pdf](https://www.pref.iwate.jp/res/projects/default_project/page/001/029/521/siennsakuitiranhyou.pdf)



## 国の支援策

### 【金融支援に関すること】

- 事業者への持続化給付金の支給【経済産業省受付】※農業者の皆さんも対象です  
国が、中小企業や小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等に対し、売上が前年同月比で50%以上減少している者を対象に、事業全般に広く使える給付金を支給
- 雇用調整助成金の特例措置の拡充【厚生労働省受付】※農業者の皆さんも対象です  
国が、中小企業に対し、労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当などの一部を助成

### 【農業に関すること】

- 野菜価格安定対策事業【流通課】  
野菜価格が著しく低下した場合、国が、登録出荷団体等の負担金の納付猶予を実施
- 国産農林水産物等販売促進緊急対策のうち公共施設等における花きの活用拡大支援事業【農産園芸課】  
国が、自治体や学校、企業等における花きの活用拡大や、メディア、SNS等を活用した情報発信等の取組を支援
- 高収益作物次期作支援交付金【農産園芸課】  
需要の減少により市場価格が低下した野菜、果樹、花き等について、国が、収束後を見据え、次期作に向けた土壌改良、資材の購入等に要する経費を支援
- 肉用子牛流通円滑化等緊急対策【畜産課】  
国が、肉用牛の計画的出荷に伴う追加費用や肉用牛肥育生産におけるコスト低減等の取組を支援
- 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業【畜産課】  
国が、「肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)」の生産者負担金の納付猶予を実施
- 新型コロナウイルス感染症の発生畜産農場等における経営継続対策事業【畜産課】  
国が、代替要員の派遣や家畜の公共牧場への避難等を支援
- 生乳需給改善促進事業【流通課】  
全国的に在庫が著しく増加している脱脂粉乳について、国が、業務用から飼料用等への仕向け先の変更を支援
- 和牛肉保管在庫支援緊急対策【流通課】  
積み上がった和牛肉の在庫を解消するため、国が、食肉卸売事業者に対し、当該在庫の保管経費を支援
- 畜産業の経営安定対策【畜産課】  
国が、「肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)」により、枝肉の標準的な生産費と販売価格の差額の9割を補てんするとともに、「肉用子牛生産者補給金」により、子牛の平均売買価格と基準価格の差額を補てん

### 【労働力確保に関すること】

- 農業労働力確保緊急支援事業【農業振興課】  
国が、農業経営体が農業経験を有する人材や学生等の多様な人材を活用する際の労賃等の掛かり増し経費を支援
- 農業の労働力確保【農業振興課】  
農業協同組合が開設する無料職業紹介所等により、短期雇用を確保

農業者の皆さんも対象です！

【令和2年5月22日現在】

個人向け



# 持続化給付金のお知らせ

～最大100万円が給付されます～

「**持続化給付金**」は、**新型コロナウイルス感染症拡大**により、特に**大きな影響**を受ける事業者に対して、**事業の継続**を下支えするために**支給**するものです。

## ポイント

### ① 税務申告をした農業者が対象になります。

昨年の事業収入額や所得に関する要件はありません。

※ただし、昨年の事業収入について税務申告をしていることが必要です。

- ✓ 2019年の、**確定申告（所得税）** 又は **住民税の申告のいずれか**を行って  
いれば、申請が可能です。
- ✓ 昨年の事業収入を基に支払われますので、**昨年赤字申告の方も対象**です。

### ② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、

今年のいずれかの月の事業収入が、①で申告した年間事業収入を12で割った額（平均月収）の50%以下であれば対象になります。

- ✓ 2020年1～12月のいずれかの**ひと月の事業収入**が、2019年の**平均月収**（※）の**50%以下であれば**、次の計算方法を用いて給付額を計算します。  
※2019年の平均月収は、**申告書に記載されている年間事業収入を12で割った額**。

#### 給付額の計算方法（上限：100万円）

給付額 = 2019年の年間事業収入 - (申請対象とする月の収入 × 12か月)

### ③ パソコン・スマホで申請可能です。対面での申請窓口も設置します。

- ✓ 対面での**申請支援窓口**も**全国で設置予定**です。
- ✓ 影響の大きい地域では、**農協**も準備ができ次第、申請支援を行っていく予定です。

※ 一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※ 詳細は、申請要領等をご確認ください。

「**持続化給付金**」  
を装った**詐欺**に  
ご注意下さい

## 申請書類

氏名、住所、生年月日、電話番号等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ① 2019年分の**確定申告書第一表**の控え（収受日付印が押してあるもの）※1※2
- ② 申請の対象とする月の月間事業収入がわかるもの（**売上台帳、帳面**など）
- ③ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- ④ 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）

※1 2019年の確定申告書類がない場合は、市町村民税・特別区民税・都道府県税などの申告書類でも申請可能です。

※2 農業者の方は、青色申告者であっても、所得税青色申告書決算書の控えを添付せずに申請することができます。

## 申請期間・方法

✓ **令和2年5月1日から令和3年1月15日まで**

※ 電子申請の送信完了の締切は、令和3年1月15日の24時まで



✓ 申請は、持続化給付金ホームページをアクセス！

持続化給付金

検索

## 給付額の計算例

昨年の年間事業収入480万円を12で割った額（平均月収）と比較します！

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	...	12月
2019年	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円		40万円
2020年	40万円 (±0)	36万円 (▲10%)	20万円 (▲50%)	10万円 (▲75%)	28万円 (▲30%)			

**給付額の計算**（4月の収入10万円（▲75%の月）を選択して計算）

480万円 - (10万円 × 12か月) = **360万円**

360万円 > 100万円（上限額）

**給付額 100万円**

※ 対象とする月の収入は、2020年1月～12月のうち、前年の平均月収比で事業収入が50%以上減少した月から、**ひと月を申請者が任意で選択**できます。

## 相談ダイヤル

持続化給付金事業コールセンター **0120-115-570**

【IP電話専用回線】 **03-6831-0613**

受付時間 **8:30 ~ 19:00**

※ 5月・6月は毎日、7月～12月は日曜から金曜まで（土曜を除く）



<このパンフレットに関するお問い合わせ先> 農林水産省経営局経営政策課 (TEL 03-6744-0575)

農林漁業を営む法人も対象です！

【令和2年5月12日現在】

法人向け



# 持続化給付金のお知らせ

～最大200万円が給付されます～

「**持続化給付金**」は、**新型コロナウイルス感染症拡大**により、特に**大きな影響**を受ける事業者に対して、**事業の継続**を下支えするために**支給**するものです。

## ポイント

- ① **会社だけでなく、農事組合法人等の会社以外の法人も対象です。**  
(※農協・森林組合・漁協も対象になります。)

✓ 前事業年度の事業収入を基に支払われますので、**前事業年度が赤字申告でも対象**です。

- ② **新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、今年**のいずれかの月の事業収入が前年同月比**50%以上減少**した場合に**対象**になります。

✓ 2020年1～12月のいずれかの**ひと月の事業収入**が、2019年の**同月比で50%以下であれば**、以下の計算方法を用いて給付額を計算します。

給付額の計算方法（上限：200万円）

給付額 = 前事業年度の年間事業収入 - (申請対象とする月の収入 × 12か月)

✓ **月当たりの事業収入の変動が大きい法人**は、原則に代えて、特例の計算方法（**季節性収入特例**）を**選択可能**です（詳しくは裏面）。

- ③ **パソコン・スマホで申請可能です。対面での申請窓口も設置します。**

✓ 対面での**申請支援窓口**も**全国で設置予定**です。

✓ 影響の大きい地域では、**農協**や**漁協**も準備ができ次第、申請支援を行っていく予定です。

- ※ 一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
- ※ 詳細は、申請要領等をご確認ください。

「**持続化給付金**」を装った**詐欺**にご注意下さい



## 申請書類

法人番号、法人名、資本金等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ① 申請の対象とする月の属する事業年度の直前の事業年度の**確定申告書別表一**の控え  
(収受日付印が押してあるもの)
- ② **法人事業概況説明書**の控え (2枚)
- ③ 申請の対象とする月の月間事業収入がわかるもの (**売上台帳**、**帳面**など)
- ④ 法人名義の振込先口座の通帳の写し

## 申請期間・方法

✓ **令和2年5月1日から令和3年1月15日まで**

※ 電子申請の送信完了の締切は、令和3年1月15日の24時まで

✓ 申請は、持続化給付金ホームページをアクセス！

持続化給付金

検索



## 給付額の計算例

2019年 (計600万円)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	60	40	40	60	40	40	60	60	60	40	40	60
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	45 (▲25%)	28 (▲30%)	30 (▲25%)	30 (▲50%)	24 (▲40%)							

給付額の計算 (4月の収入30万円 (▲50%の月) を選択して計算)

600万円 - (30万円 × 12か月) = **240万円**

240万円 > 200万円 (上限額)

**給付額 200万円**

※ 対象とする月の収入は、2020年1月～12月のうち、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月から、**ひと月を申請者が任意で選択**できます。

## 季節性収入特例とは？

①及び②の両方を満たす者は、以下の計算方法の特例を選択することが可能です。

- ① **2020年の連続する3か月 (任意) の事業収入の合計が、前年の同じ期間 (基準期間) の収入の合計と比べて、50%以上減少**
- ② **基準期間の事業収入の合計が前事業年度の年間事業収入の50%以上**を占める

給付額 = **基準期間の事業収入の合計**  
- **2020年の連続する3か月の事業収入の合計**

## 相談ダイヤル

持続化給付金事業コールセンター **0120-115-570**

【IP電話専用回線】 **03-6831-0613**

受付時間 **8:30～19:00** (5～6月：毎日、7～12月：土曜以外の日)

<このパンフレットに関するお問い合わせ先> 農林水産省経営局経営政策課 (TEL 03-6744-0575)

## WCS用稲の栽培に向けた勉強会が開催されました

久慈地域では、生産者と供給先の田村牧場とのマッチングを行い、ホールクロップサイレージ（以下、WCS）用稲を栽培しています。このWCS用稲の栽培に向けた勉強会が、4月15日に開催（主催：久慈市）され、8名の生産者が参加しました。

勉強会では、はじめに久慈市から今年度のWCS用稲の作付予定に関する説明が行われ、次に普及センターからWCS用稲の栽培のポイントとして、雑草管理や農薬使用の注意点等について、重点的に

説明を行いました。WCSは、雑草の繁茂、混入によって収量や品質の低下を招くことから、参加した生産者は、除草剤の効果的な使用方法について高い関心を持っていました。特に、近年問題となっているイボクサの防除について熱心に耳を傾け、WCS用稲の栽培管理に関する理解を深めていました。

6月、8月にはWCS用稲の現地指導会の開催が予定されており、当普及センターでは引き続き指導を行っていきます。



勉強会の様子  
※新型コロナウイルス対策のため、参加者同士の間隔を2m程度あけて開催されました。

# 春の農作業安全月間

(4月15日～6月15日)



<スローガン>

## 慣れるほど

## 忘れてしまうその危険

## 心につけて若葉マーク

昨年度、洋野町で、  
野焼き中に火に巻かれ、  
死亡した事故が発生しました



### ○家庭などでの安全管理の徹底

事故防止には、**日常の『声かけ』**が大切です。皆で事故に気をつけていくために、家族や近所の人と声を掛け合いましょう。また、**家族など周りの人に農業機械のエンジンの止め方を教えておく**ことも大切です。

### ○周囲に配慮した野焼きを

草をよく乾燥させないで焼却すると、白煙が大量に発生して苦情の原因になります。**草を乾燥させてから風のない日に少しずつ燃やす**など、周囲に迷惑がかからないよう十分に注意しましょう。

### ○作業環境の整備の徹底

トラクターや管理機での作業は、ほ場のまわりの**段差やぬかるみ、周りに人がいないか**などを確認してから行いましょう。トラクターの運転に慣れている人でも日頃から注意しましょう。

### ○農業機械の始業前点検と安全対策

作業を行う前に**農業機械の点検は行いましたか？**整備不良の機械での作業はとても危険です。定期的に点検することを習慣づけましょう。また、**事故防止のために反射材や安全フレームを装着**しましょう。

### ～いわてアグリベンチャーネット掲載記事の紹介～

いわてアグリベンチャーネットでは、毎月、各地域の農業情報をお知らせしています。

【4月分の掲載記事】

○産地紹介：『持続可能な産地に向けて～関地方の小ぎく産地の取り組み～』

○人物紹介：『太田弘樹さん(陸前高田市)』トマト生産者の紹介です

○『普及活動年報』 県内各地域の普及センターの取組を紹介します

下記の URL、または右の QR コードからご覧ください。

<https://i-agri.net/Index/gate001/002/18226>



### 久慈農業改良普及センターfacebook 公開中！

久慈寒次郎が、最新の情報や HOT な情報をお届けします。

下記の URL、または右の QR コードからご覧ください。

<https://www.facebook.com/岩手県久慈農業改良普及センター-581601925540151/>

